

2012年度(平成24)東京都の愛護事業全般に使われた費用

総額:1億77,379,153円

A,犬・猫の収容

- 36,697,663円

B,動物愛護事業等

- 38,735,769円

C,動物愛護相談センターの管理運営

- 101,945,721円

2012年度(平成24)愛護事業全般に使われた費用

(内訳詳細)

A,犬・猫の収容

36,697,663円

- 狂犬病予防法に基づき走犬や放し飼いの犬等を捕獲(飼い主探す)
- 猫捕獲
- 収容費用
- 殺処分費用、(二酸化炭素中毒、または麻酔も使用)
- やむを得ない場合の犬、猫の引取り

B,動物愛護事業等

38,735,769円

- 動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発、リーフレットパンフレット作成
- 犬猫譲渡、小動物保護収容(鶏など)
- 動物愛護推進員制度の費用
- 動物取扱業の登録
- 物取扱業の登録事務及び監視指導
- 動物取扱い業責任者の研修(平成18年からずっと行っている)
- 特定動物の飼養許可事務及び監視指導(ワニなど)
- 条例を変えたり、愛護推進審議会計画、審議会にかかる費用。(＊環境省の動物愛護部会とは別費用)
- 動物由来感染症の普及啓発

C,動物愛護相談センターの管理運営

101,945,721円

- 人件費
- 建物費用は東京都の建物の為なし
- 光熱費(東京とは犬舎にも冷暖房は入っているとの事)

(*東京都より情報聴取 Jun.2014)